

令和元年東日本台風(令和元年台風第 19 号)に係る被害による
 県税の申告・納付等の期限の延長について

栃木県

栃木県では、今回の令和元年東日本台風(令和元年台風第 19 号)による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、他の地域にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、個別申請による対応を行っておりますので、最寄りの県税事務所又は自動車税事務所へご相談ください。

・指定地域

県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古谷町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内

千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

・対象となる方

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は本店又は主たる事務所等の所在地）を有する納税者又は特別徴収義務者

・期限の延長される範囲

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）地方税法施行令（昭和 25 年政令第 145 号）、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）又は栃木県県税条例（平成 17 年栃木県条例第 5 号）若しくは栃木県県税条例施行規則（平成 17 年栃木県規則第 13 号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元（2019）年 10 月 12 日以降に到来するもの

・延長の期間

法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税に係るもの：令和 2（2020）年 8 月 31 日まで
上記以外のもの：令和 2（2020）年 5 月 29 日まで

お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3003
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6203
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2135
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3411
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2171
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4171
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1411
自動車税事務所	(自動車取得税、自動車税について)	028-658-5521
県税務課		028-623-2104